

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2、附則第11条第7項 ・ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第370号）
内容	<p>【改正の概要】</p> <p>1 広域災害等発生時における納期限等の職権による延長措置 広域災害等の範囲（条例第8条第1項）の見直し 《改正前》 <u>県の区域</u>の全部又は一部 ↓ 《改正後》 <u>県又は他の都道府県の区域</u>の全部又は一部</p> <p>[参考] 県外被災地に所在する県税の納税義務者等に対する期限延長措置等の取扱い</p> <p>改正前 納税義務者等からの申請による延長措置（職権での延長不可）</p> <p>改正後 納税義務者等からの申請を待たず、知事が指定した区域・期間内にあつては、職権延長可能</p> <p>（近年、全国的に広域・大規模な自然災害等が相次いで発生している状況を踏まえ、被災者支援の観点から、広域災害等発生時における被災等納税者に係る納期限等の延長措置（条例第8条第1項、地方税法第20条の5の2）について、該当被災地（県税の納税地）が県外である場合にも職権による適用が可能となるよう見直すもの）</p> <p>2 課税標準の特例措置の追加（不動産取得税） 都市再生緊急整備地域内において民間都市再生計画の認定事業者が認定事業の用に供する不動産（土地・建物）を取得した場合、当該不動産の不動産取得税の課税標準の1/5を控除</p> <p>（ ・ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（以下「都市再生緊急整備地域等指定政令」という。）により、松山城周辺地域が都市再生緊急整備地域に指定されたことに伴う対応（地方税法附則第11条第7項参照） ・ 控除割合は1/10から3/10の範囲内で条例により定める率（参酌基準 1/5） ）</p>
施行日	公布日（ただし、2の改正規定の適用日は、令和6年12月13日（都市再生緊急整備地域等指定政令の施行日））
【その他参考事項】	